

香南市表彰推薦要領

香南市表彰条例施行規則（平成 24 年香南市規則第 33 号。以下「規則」という。）に基づく表彰は、次のとおりとする。

1. 表彰の対象

次のいずれかに該当し、その功績が特に顕著な個人又は団体とする。

- （１）市政功労賞（市政の発展に尽くした者）
- （２）産業功労賞（産業の発展に尽くした者）
- （３）教育・文化功労賞（教育又は文化の振興に寄与した者）
- （４）保健衛生功労賞（保健衛生の向上に尽くした者）
- （５）社会福祉功労賞（社会福祉の増進に尽くした者）
- （６）環境功労賞（環境の保全に尽くした者）
- （７）まちづくり功労賞（まちづくりの活動に尽くした者）
- （８）特別功労賞（災害の防除に尽くした者）
- （９）特別功労賞（自己の危難を顧みず人命を救助した者）
- （10）特別功労賞（特に市民の模範となるべき善行のあった者）
- （11）特別功労賞（前各号に掲げるもののほか、市長が特に表彰すべき実績があると認めた者）

2. 推薦基準

- （１）推薦にあたっては、系統団体及び関係機関との調和を保ち、適格者を正確に把握するように努める。
- （２）団体の役員とは、会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、常任理事、理事及びこれらの役職に相当する職（監事、評議員、相談役、顧問等は除く。）のことをいう。
- （３）元職者（表彰日時点において主要功績職を退いている者）を優先して推薦するものとする。ただし、推薦者の均衡や個々の受賞環境等を踏まえ、現職者の推薦を妨げるものではない。
- （４）褒章条例（明治 14 年大政官布告第 63 号）による褒章、叙勲及び高知県表彰規則（昭和 31 年高知県規則第 51 号）による表彰を受けたことのある者の当該行賞の対象となった功績については、推薦の対象としない。
- （５）具体的事項
 - ア．市政関係
 - 多年にわたり地方自治の育成発展に尽力し、特に優れた功績のあった者で、その在職年数は次の基準年数以上であることとする。

- ①市議会議員 3期（12年）以上
- ②監査委員（知識経験者） 3期（12年）以上
- ③選挙管理委員 3期（12年）以上
- ④固定資産評価審査委員会委員 4期（12年）以上
- ⑤農業委員会委員 4期（12年）以上
- ⑥教育委員会委員 3期（12年）以上
- ⑦市長 1期（4年）以上
- ⑧副市長又は教育長 2期（8年）以上

イ. 産業関係

- ①商工業及び鉱業等（以下「商工鉱業」という。）関係団体の役員として15年以上在職し、産業の発展に特に優れた功績のあった者。
- ②商工鉱業事業に20年以上精励し、その業績が顕著で、産業の発達、輸出の伸長または民生の安定等に寄与し、その他模範とするに足りる者。
- ③農林業及び水産業（以下「農林水産業」という。）関係団体の役員として15年以上在職し、農林水産業の発展に特に優れた功績のあった者。
- ④農林水産業に20年以上従事し、田野の開墾、植林又は造林、水産物の増殖など農林水産業（関連産業を含む。）の振興に尽くして直接市民に利益をもたらし、その成績が顕著である者。
- ⑤農林水産業に20年以上精励し、他の模範とするに足る者。
- ⑥建設業関係団体の役員として15年以上在職し、建設業の発展に特に優れた功績のあった者。
- ⑦河川、道路等の公共事業の推進に15年以上尽力し、災害の復旧、防除、施設の保全愛護又は改良整備等に努め、民生の安定と地方産業の発展に寄与した者。ただし、建設業者としての協力については除外する。
- ⑧建設事業に20年以上精励して、地方産業あるいは関係事業の発展に尽力し、他の模範とするに足る者。
- ⑨その他商工鉱業、農林水産業、建設業の振興発展に功労のあったと認められるもの。

ウ. 教育・文化関係

- ①文化、スポーツ、生涯学習、レクリエーション等の指導者として15年以上活動し、青少年の健全育成や市民の生きがい、健康づくり等に功労があったと認められる者。
- ②全国規模以上の大会において入賞する等その活躍が顕著であるもの。

- ③伝統文化の保存、伝承について顕著な功績のあるもの。
- ④その学術、芸術、文化・スポーツ活動について全国的に高い評価を受けている者

エ．保健衛生、社会福祉関係

- ①検診予防接種事業等の指定医師として１５年以上従事し、保健衛生の向上に尽力した者。
- ②民生委員、児童委員、人権擁護委員、保護司として１５年以上在職し、社会福祉の増進又は民生の安定に貢献し、その功績が顕著な者。
- ③社会福祉関係団体の役員として１５年以上在職し、社会福祉の増進又は民生の安定に貢献し、その功績が顕著な者。
- ④各種相談員として１５年以上従事し、社会福祉の増進又は民生の安定に貢献し、その功績が顕著な者。
- ⑤その他保健衛生の向上及び社会福祉の増進に功労のあったと認められるもの。

オ．環境保全関係

- ①環境監視員として１５年以上従事し、美化・清掃等の環境保全活動で特に功労のあった者。
- ②その他環境の保全に尽くしたものの。

カ．まちづくり関係

地区自治会及びまちづくり協議会等地方自治法第２６０条の２第１項に規定する地縁団体の代表者として通年１０年以上在職し、良好な地域社会の維持及び形成に顕著な功績があったと認められる者。

キ．災害防除関係

多年にわたり防災思想の普及、消防又は水防施設の整備等に努め、災害を未然に防ぐ行為等でその功績が特に顕著な者。ただし、消防団員がその職務の範囲において行った行為については、香南市消防表彰条例によるものとし、その職責を超え又は職務外に行った行為については、対象とする。

ク．人命救助関係

自己の危難を顧みず人命を救助した者。

ケ．善行関係

- ①交通安全に功績のあった者で、活動歴が２０年以上の者。

- ②公益のため、個人においては１００万円以上（団体にあつては３００万円以上）の金品又は不動産の寄附をした者。ただし、宅地開発に伴う寄附、道路又は水路の寄附、児童・生徒の卒業記念寄附、特定の名前入り物品の寄附等香南市表彰条例の目的になじまないものは除く。

コ．その他

- ①功績が前記アからケまでの複数の分野にわたり、その分野を特定しがたいものであつて、功績の顕著なもの。
- ②前記アからケまでのほか、その功績又は善行がこれらと同等と認められる者。

3. 推薦書類作成要領

(1) 提出書類

ア．団体の場合

- ①推薦書（別記様式第１号）
- ②定款又はこれに準ずるもの
- ③その他参考となる書類

イ．個人の場合

- ①推薦書（別記様式第１号）
- ②宣誓書（別記様式第２号）
- ③その他参考となる書類

(2) 提出部数 １部

(様式第 1 号)

香 南 市 表 彰 候 補 者 推 薦 書

令和 年 月 日

香南市長 様

推 薦 者	住 所	
	職 名	
	氏 名	
	電話番号	

次のとおり表彰候補者（個人・団体）を推薦します。

1. 候補者

ふ り が な			生年月日	年 月 日	
氏名又は団体名			年 齢	歳	
団 体 の 場 合	ふりがな			役職名	
	代表者氏名				
現住所又は 所 在 地	〒			電話番号	

※年齢は令和 7 年 1 0 月 1 日現在で記入してください。

2. 表彰の対象（分野） ※該当するものに✓印をしてください。

- ☐（1）市政
- ☐（2）産業
- ☐（3）教育・文化
- ☐（4）保健衛生
- ☐（5）社会福祉
- ☐（6）環境
- ☐（7）まちづくり
- ☐（8）災害防除
- ☐（9）人命救助
- ☐（10）善行
- ☐（11）その他

3. 功績の内容等

4. 賞罰等

年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	

※確認のできるもののみ記入してください。

5. 個人の略歴又は団体の概要

(1) 個人の略歴

名 称	役 職	在 職 期 間	在 職 数
		自 年 月 日 至 年 月 日	年 月
		自 年 月 日 至 年 月 日	年 月
		自 年 月 日 至 年 月 日	年 月
		自 年 月 日 至 年 月 日	年 月
		自 年 月 日 至 年 月 日	年 月

※略歴は、推薦の対象となるものについて記入してください。

※在職期間は令和7年10月1日現在で記入してください。

※在職期間で在任中の場合は、期間満了日を記入してください。

(2) 団体の概要

組 織 の 形 態 構 成 員 数 等		
団 体 の 沿 革	年 月 日	設立
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

※団体の推薦の場合のみ記入してください。

※団体の沿革は、主なものを記入してください。

(第2号様式)

宣 誓 書

1. 刑罰の有無（道交法違反を含む。） 有 無

2. 破産の宣告の有無 有 無

上記のとおり相違ないことを宣誓する。

令和 年 月 日

本 籍 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

生年月日 _____ 年 月 日 (歳) _____

(注) 有又は無を○で囲み、候補者自身が署名、捺印のこと。